

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
胃部検診車 賃貸借	防衛大臣承認		
	作 成	令和7年1月10日	
	変 更	令和7年1月10日	
	作成部隊等名	健軍駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、健軍駐屯地業務隊が胃がん検診で使用する胃部検診車賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 胃がん検診

西部方面隊内の医務室等が計画する生活習慣病検診の内の胃がん検診をいう。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する使用及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 車体内部は、運転室、操作室、撮影室及び待合室に区分されているものとする。
- 胃部DR撮影ができる機器を搭載しているものとする。
- 操作室、撮影室、待合室を備えているものとする。
- 1日45名程度（最大50名）の撮影が可能なものとする。

3.2 構成

構成は、調達品目表による。

3.3 機能・性能

機能及び性能は、調達品目表による。

3.4 受け渡し場所

熊本県熊本市東区東町1-1-1 健軍駐屯地業務隊

3.5 借上げ期間

令和7年4月1日～令和7年8月31日とし、納入時期については別途調整による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 添付書類

添付書類は、表1による。

表1-添付書類

名称	数量
取扱説明書（日本語版）	1部
付属品明細（様式適宜）	1部
納入品カタログ	1部

5.2 情報の保全

契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

5.3 保守

- 官側の責任による故障以外の不具合発生時は、速やかに修理対応（無償）するものとする。
- 不具合が発生した際、緊急に連絡がとれるよう態勢をとるものとする。
- 漏洩線量測定は、契約相手方が実施するものとする。

5.4 操作教育

納入後、官側使用者に対する操作教育を行うものとする。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	健軍駐屯地業務隊
調 達 要 求 年 月 日	令和 年 月 日	作 成 年 月 日	
仕 様 書 番 号			

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
胃部検診車	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 SREX-D32C 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 構成

番号	品名	数量 ^{a)}
1	車両本体	1
2	X線高電圧発生装置	1
3	X線制御装置	1
4	透視撮影台	1
5	イメージインテンシファイア	1
6	テレビカメラ装置	1
7	テレビモニタ装置	1
8	監視用テレビ装置	1
9	X線管装置	1
10	X線可動絞り	1
11	車載用デジタル画像処理装置	1
12	バリウムシェーカー	1

3 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

a) 車両本体 車両本体は、次による。

- 1) 自動車の種類は普通とし、車両総重量は、14,000kg未満、車両の長さは、11,000mm未満、幅は、2,500mm未満、高さは、3,800mm未満とする。
- 2) 換気装置及びエアコン等で室温を管理できること。エアコンは直冷式とする。
- 3) 車体内部は、運転室、操作室、撮影室及び待合室に区分され、それぞれの境は、カーテン又はX線防護壁等で仕切られているものとする。
- 4) 検診間は、車載発動発電機又は100V、50/60 Hz、1.7KVA電源により稼働できること。
- 5) サスペンションは、総輪エアサスとする。
- 6) 乗車定員6名以上であること。

調 達 品 目 表 (続 き)

- b) **X線高電圧発生装置** X線高電圧発生装置は、インバータ方式とする。
- c) **X線制御装置** X線制御装置は、次による。
- 1) 胃部DR撮影ができるものとする。
 - 2) 撮影は、管電圧及びmA s値が設定でき、デジタル表示されるものとする。
 - 3) 管電圧は、1 kVステップで設定できるものとする。
 - 4) 透視時にモニタ輝度が一定になるよう、管電圧が自動設定できるものとする。
 - 5) 撮影時に、被験者により適正な管電圧になるよう、自動設定できるものとする。
 - 6) mA s値は、14ステップ以上設定できるものとする。
- d) **透視撮影台** 透視撮影台は、次による。
- 1) 透視撮影台は、オーバーチューブ方式の透視撮影台とする。
 - 2) 起倒範囲は、立位 90° ～水平位 0° ～逆傾斜 -45° 以上とし、起倒速度は、 90° 当たり12秒以下とする。
 - 3) 天板の大きさは、 $L1890 \times W630$ mm以上とし、材質は、FRP製で凹面型とする。
 - 4) 縦移動は、映像系で510mm以上とし、移動速度は、40mm/秒以上とする。
 - 5) 横移動は、天板又は映像系でX線照射の中心を基準に ± 100 mm以上、移動速度は33mm/秒以上とする。
 - 6) ハンドグリップ及びバリウムカップホルダを有するものとする。
 - 7) 自動肩当てを有するものとする。
- e) **イメージインテンシファイア** イメージインテンシファイアは、次による。
- 1) 入力視野最大径は、12又は13インチとし、視野の切替えが2段階以上可能なものとする。
 - 2) 中心解像力は、12又は13インチとし、 46 Lp/cm 以上とする。
 - 3) コントラスト比は、10%比で29:1以上とする。
- f) **テレビカメラ装置** テレビカメラ装置は、次による。
- 1) 撮影方式は、100万画素以上のCCDカメラ方式とする。
 - 2) コントラスト及び輝度調節ができるものとする。
 - 3) 走査本数は、1024本以上とする。
- g) **テレビモニタ装置** テレビモニタ装置は、コントラスト及び輝度調節ができるものとする。
- h) **監視用テレビ装置** 監視用テレビ装置は、モニタを操作室に設置し、常に患者の状態を監視できるものとする。
- i) **X線管装置** X線管装置は、次による。
- 1) 熱容量は、600kHU以上とする。
 - 2) 焦点サイズは、大焦点0.6mm、小焦点0.4mmとする。
- j) **X線可動絞り** X線可動絞りは、次による。
- 1) 左右方向の開閉は、単独又は連動で、上下方向の開閉は連動するものとする。
 - 2) イメージインテンシファイアの視野切替えに、自動的に連動できるものとする。
- k) **車載用デジタル画像処理装置** 車載用デジタル画像処理装置は、次による。
- 1) 1024×1024 マトリクスのデジタル撮影画像の収集、記録及び保管ができるものとする。
 - 2) 1024×1024 マトリクスのデジタル透視及び表示ができるものとする。

調 達 品 目 表 (続 き)

3) 撮影画像は、撮影後DR装置本体の記憶媒体に記録できるとともに、自動的に搬送媒体に記録できるものとする。

1) **バリウムシェーカー** バリウムシェーカーは、次による。

- 1) 回転しながら水平振とうでき、300mLボトルが6本以上同時に振とうできるものとする。
- 2) タイマー機能を有し、0～30分の範囲で設定できるとともに連続稼働できる機能を有するものとする。
- 3) 振とう数は、0～170回/分の範囲で設定できるものとする。
- 4) 電源は、AC100V、50/60Hz対応とする。